

令和3年度甲種防火管理再講習実施要綱

相馬地方広域消防本部

消防法施行規則(昭和36年4月自治省令第6号)第2条の3第1項の規定による講習を、次のとおり実施いたします。

1 講習の日時及び場所

- ① 日 時 令和3年12月3日(金) 9時45分から(受付 9:00～9:40)
- ② 場 所 鹿島農村環境改善センター
南相馬市鹿島区寺内字迎田 22
- ③ 受講対象 公民館・遊技場・飲食店・店舗・ホテル・病院などの、不特定多数の出入りする防火対象物(特定防火対象物)のうち収容人員300人以上で甲種防火対象物の防火管理者
(甲種防火管理新規講習を修了した者が対象です。)
(詳細は、別途フローチャート参照)

2 講習内容

9:45～ 9:55	オリエンテーション
9:55～10:00	消防長あいさつ
10:00～10:50	消防法令の改正概要
11:00～11:50	火災事例に基づく防火管理対策
11:50～12:00	修了証交付式

3 受講手続

- ① 受講申請書・・・相馬地方広域消防本部ホームページからのダウンロード及び管内消防署・分署にて配布いたします。
受講申請書に記入いただいた個人情報は、修了証及び修了者のデータベース等の作成に利用するもので、目的外には使用いたしません。
- ② 受付期間・・・令和3年11月1日(月)～11月22日(月)まで
(郵送の場合は11月19日の消印有効です)
- ③ 申込書の提出先・・・相馬地方広域消防の管内消防署・分署

4 修了証の添付

「再講習」の申込みにあつては、防火管理講習修了者であるか確認いたしますので、**最新の防火管理講習修了証の写しを添付してください。**

なお、修了証を紛失した場合は、再交付を受けてから申し込み下さい。

5 受講料(講習用テキスト代を含む)

受講料は 5,000円です。(振込み手数料は個人負担となります)

この講習には専用のテキストを使用します。講習用テキストは相馬地方防火安全協会で斡旋しますので、受講票と一緒に配付した「郵便払込票」を使用し、郵便局の窓口又は ATM から払込み完了後「郵便払込票兼受領証」、又は、その写しを受講票の裏面に全面を糊付けし貼付して下さい。

※郵送の場合は、返送用の封筒を同封すること。同封する封筒には、必ず切手を貼り、返送する住所・氏名を記入して下さい。受講票と「郵便払込票」を送付します。
郵送する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

7 受講の注意点

- ・受講日の受付にて本人確認をしますので、運転免許証又はマイナンバーカード等顔写真付きの本人確認が出来る証明書・書類を必ずご持参下さい。顔写真付きの本人確認書類等が用意出来ない場合は、健康保険証等の氏名が確認できるものをご持参下さい。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを着用し、私語を禁止とします。
- ・外国人の方で日本語の読み書きが容易に出来ない方は受講できません。

8 新型コロナウイルス感染症の対策

- ① 受講日の朝に検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合、又は、咳、倦怠感等がある場合は受講を自粛してください。
- ② 2週間以内に、海外渡航歴又は国外居住者と濃厚接触歴のある方、及び新型コロナウイルス感染症の陽性確定者と接触歴のある方は受講を自粛してください。
- ③ 受付にて非接触体温計で検温を実施します。その際、37.5℃以上の発熱がある場合は受講を遠慮いただきます。
- ④ 会場は受講者間の社会的距離に配慮し、机及び椅子を配置しています。
- ⑤ 手洗いの励行、アルコールによる消毒をお願いします。
- ⑥ 講習時には、定期的に換気を実施します。
- ⑦ 感染拡大防止のため、受講の申し込み後に発熱が続く方、感染者と濃厚接触があった場合は、出席を取りやめていただく場合があるので、大変申し訳ありませんが早急な連絡をお願いします。
- ⑧ コロナウイルス感染経路追跡のため、氏名・連絡先を保健所等の公的機関に提供する場合があります。

9 講習についての問い合わせ先

相馬地方広域消防本部予防課	22-4165
相馬消防署予防係	36-2181
南相馬消防署予防係	22-2186
相馬消防署新地分署予防係	62-2117
南相馬消防署小高分署予防係	44-2212
南相馬消防署鹿島分署予防係	46-5118
南相馬消防署飯館分署予防係	42-0119

10 その他

講習期間、福島県に新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言が発令された場合は延期とし、ホームページ上で再日程などを随時お知らせします。

防火管理再講習受講対象者フローチャート

選任状況は？
現在、受講義務のある対象物の防火管理者に選任されていますか？

はい

いいえ

再講習の義務なし

建物の用途は？
特定用途防火対象物

はい

いいえ

再講習の義務なし

建物全体の収容人員は？
300人以上

はい

いいえ

再講習の義務なし

甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の修了の日から防火管理者に選任されるまでの期間は？

4年より長い

4年以内

受講義務の期限
選任された日から1年以内

受講義務の期限
最後に甲種防火管理新規講習又は
甲種防火管理再講習を修了した日以降の最初の4月1日から5年以内

その直後は、直近の再講習を修了した日以降の最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講します。